

子育て支援の拠点をめざして

東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）

平成22年10月20日

東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会

はじめに

「東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会」は、馬場一彦市長の依頼により、平成 22 年 6 月 24 日に発足しました。メンバーは、平成 15 年 3 月に報告書「子どもが育ち合う児童館づくり」を出した「東久留米市立児童館機能のあり方等に関する市民懇談会」の委員 8 人と新委員 3 人の計 11 人。座長は前回と同じく矢倉久泰、副座長も同じく関美智子が務めました。

今回、私たちに与えられた課題は、前回報告書の実施状況の検証と、その後の社会の変化（働く親や孤立する親の増加、家庭の子育て力の低下、気になる子どもの増加など）と、子どもに関する施策の新たな展開（東久留米市の「次世代育成支援行動計画（後期）」、国の「放課後プラン」「子ども・若者ビジョン」、 「子ども・子育て新システム」など）を踏まえて、児童館の新たな役割を提言することでした。

「10 月 20 日までに報告を」との市長の要請により、わずか 5 ヶ月しか審議する時間はありませんでしたが、一番古い「くぬぎ児童館」と一番新しい「子どもセンターひばり」の見学を行い、予定の会議回数を一回増やすなどして、誠心誠意、議論を重ねました。

その結果、私たちは、子育て環境の悪化などにより、地域社会で子育てを支援することが、ますます重要になっているとの認識を深め、そのために「児童館の福祉的機能を強化する必要がある」との結論に達しました。つまり、これからの児童館は、多機能な役割を担い、地域で子育て支援の拠点になることです。それは「人生前半の社会保障」を強化することにもなります。

そこで私たちは、以下のように、前回の報告書を補強しつつ、すでに現場で取り組んでいることを評価し、さらに推進するよう求めるとともに、新たな提案を報告書に盛り込みました。

まず、これからの児童館のあり方として、あらためて「人間づくりの場」と位置づけるとともに、「子育て支援の拠点となる児童館」をめざし、児童の福祉的機能を強化する必要があると提言しました。また、「子どもは社会で育てる」という観点から、児童館に地域住民らによる「サポート委員会」の設置を求めました。

そして、「すべての子どもを受け入れる児童館」にするために、児童館のない北部地域に児童館を早急につくること、乳幼児、高校生年代、障がいのある子、働く親の子どもを積極的に受け入れることを、あらためて提案しました。

一方、前回報告書で取り組みを求めた児童館の民間委託化は、「子どもセンターひばり」の成果もあり、引き続き推進すること、その際、中央児童館は公立

直営として残し、児童館の中核的役割を担うこと、さらに、各児童館の質の維持・向上のために、ガイドラインの設定と第三者による評価を求めました。

子どもの成長に必要なものは、学校教育だけでなく、児童館での、さまざまな子どもと交じり合っの遊びやものづくり、表現活動等を楽しむ豊かな体験です。子どもにとっても「ワーク（学業）・ライフ（放課後）・バランス」が必要です。

先ごろ策定された東久留米市第4次長期総合計画基本構想も「子どもの未来と文化をはぐくむまち」を掲げているところです。

こうした観点からも、私たちは前回報告書の提案で未実施の課題の実現を引き続き求めるとともに、今回の報告書の提案を、市長は誠実に具体化されることを期待します。

目 次

1. 子育て支援の拠点となる児童館	(1)
(1) 人間づくりの場として	(1)
① 社会資源の活用	(1)
② 子ども総会の開催	(2)
(2) 地域の子育てサポート役として	(2)
① 相談機能を充実させる	(2)
② 職員の「気づき力」を高める	(2)
③ 地域の課題解決に取り組む	(3)
④ 子育て支援ネットワークづくり	(3)
⑤ ランドセル来館を推進する	(3)
⑥ 孤立する親を支援する	(3)
2. すべての子どもを受け入れる児童館	(3)
① 児童館の空白地域を無くす	(3)
② 乳幼児の居場所を確保する	(4)
③ 働く親の子どもを受け入れる	(4)
④ 高校生年代を受け入れる	(4)
⑤ 障がいのある子を受け入れる	(4)
3. 地域に支えられた児童館	(5)
① サポート委員会の設置	(5)
② 地域懇談会の開催	(5)
4. 児童館の質の維持・向上のために	(5)
① 中央児童館の役割	(6)
② 民営児童館に市民が参画	(6)
③ 子育て支援課の役割	(6)
④ ガイドラインをつくる	(6)
⑤ 第三者評価を行う	(6)

⑥ 児童館の保安体制	(6)
おわりに	(7)
資料編	(8)
資料 1 東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会討議経過--	(9)
資料 2 東久留米市立児童館機能のあり方(依頼)	(12)
資料 3 東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会設置要綱--	(13)
資料 4 東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会委員名簿--	(15)
資料 5 平成21年度5児童館利用状況	(16)
資料 6 東久留米市立児童館の配置図	(17)
資料 7 中学、高校生向けアンケート集計結果	(18)
資料 8 東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)抜粋	(19)
資料 9 放課後子どもプラン	(21)
資料 10 子ども・若者ビジョン	(22)

1. 子育て支援の拠点となる児童館

(1) 人間づくりの場として

児童館は、地域の異年齢の子どもや障がいのある子、さまざまな家庭の子どもたちが集い、心や技を交わしながら、遊んだり、ものづくりをしたり、表現活動などを楽しむ場です。ときには大人たちがその特技を活かして、子どもたちに心や技を伝えることは、子どもの育ちにとって、とても意義のあることです。

こうした体験を通して、子どもたちは自己発見し、自尊感情を高め、コミュニケーション能力やチームワーク、ルール遵守などの社会性を身に付け、生きる力や創造力、そして将来の夢を育みます。つまり児童館は「人間づくりの場、希望と未来を開く場」です。子どもを社会で育てる意義はここにあります。

したがって、今後の児童館の運営にあたって、以下の点に留意していただきたい。

① 社会資源の活用

児童館は子どもたちの多様な活動要求に応えるべきですが、職員数や施設に限りがあるので、以下のように、地域の人たちや、地域の施設、公園などの社会資源を、子どものために有効に活用する必要があります。

- ・地域の人たちがボランティアとして児童館の運営、活動等をサポートする必要があります。
- ・文化や体育に係る市民団体の協力を得て、子どもたちに遊びやものづくり、表現活動などを指導してもらいましょう。
*児童館に日常的に関わる人の写真を入口に掲示するのがいいでしょう。
- ・青少年センター、地域センター、スポーツセンター、放課後の学校、団地の集会所、公園など、児童館以外の施設も活用できるようにします。そのために各施設で子どもが利用できる時間を確保するなど具体的な取り組みが必要です。
- ・東久留米市の中高生の居場所に関するアンケートによると、「近くにあったらいいと思う場所」としてあげたトップは「スポーツなど体を思いきり動かせる場所」でした。これに応えるために、体育関係の市民団体が青少年センター、スポーツセンター、学校の校庭・体育館などでスポーツを指導していただきたい。
- ・地域センターの音楽室、調理室などを、子ども、特に高校生年代が利用できる

- るように、施設管理者に働きかけては如何でしょうか。
- ・団地の集会所を高校生年代の「しゃべり場」として開放してもらうよう働きかけましょう。
 - ・子どもたちに「福祉の心」を育むために、特別養護老人ホームなど福祉施設でのボランティア体験を勧めます。

② 子ども総会の開催

児童館の主人公は子どもです。「子どもの権利条約」は子どもの意見表明権を奨励しているところです。そのことにより、子どもの市民性、社会性が育まれます。そのため、以下の点に留意していただきたい。

- ・日常の活動は、できるだけ子どもたちの自主性に委ねるとともに、責任も持たせるべきです。
- ・児童館の運営や活動等に子どもの意見を反映させるために、職員はたえず子どもたちの意見を聞く必要があります。
- ・年一回は子ども総会または子ども委員会を開き、児童館の運営、活動等について意見を述べさせるとともに、会議で決めたことを子どもたちに自主的に実施させるべきです。*総会は茶話会形式でもいいでしょう。

(2) 地域の子育てサポート役として

働く親や孤立する親、子育て力が低下した家庭の増加、児童虐待、いじめ、不登校、発達障害など「気になる子」「課題を抱える子」が増えている状況に対応するため、児童館は子育て支援を行うとともに、児童の福祉的機能を拡充・強化する必要があります。そのために、以下の体制を整えることを求めます。

① 相談機能を充実させる

- ・子どもや親からの相談を受ける体制を整えていただきたい。
- ・職員で解決できない問題は、専門家や子ども家庭支援センター、児童相談所などの専門機関に引き継ぐことです。
- ・入口に「なんでも相談してください」などの掲示をし、相談にあたっては、相談者のプライバシーを守るよう配慮していただきたい
- ・中央児童館 2階の空きスペースの一部を専用の相談室にします。

② 職員の「気づき力」を高める

- ・課題を抱える子どもの早期発見、早期対応による解決（ソーシャルワーク）をはかるために、職員に子どもの変化に「気づく力」（気づきのセンス）を高

める研修が必要です。

③ 地域の課題解決に取り組む

- ・子どもの気になる行動や様子が地域に原因があると職員が判断した場合、地域住民らで構成するサポート委員会にはかり、解決策を話し合ってもらいましょう。→ 3 ① 参照

④ 子育て支援のネットワークづくり

- ・児童館は子どもの問題に関係する諸機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、保育園、幼稚園、学校、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、青少協、青少年委員、市健康課、教育委員会など）と、子育て支援ネットワークを組み、子どもに関する情報交換や対応策を協議する必要があります。
- ・児童館職員は要保護児童対策地域協議会、四者協議会、ケース会議、学校評議員会などに参加する必要があります。

⑤ ランドセル来館を推進する

- ・学童保育所の対象外となっている週3日以内で働く親の子どもを受け入れるため、その子らが学校から児童館に直接来る「ランドセル来館」を推進するのがいいと思います。
- ・給食のない日など家で昼食をとれない子どもの弁当持参を認める柔軟な対応が求められます。

⑥ 孤立する親を支援する

- ・子育て力の低下した親や子育てで孤立している親などを対象にした子育て講座の開催や、子育てアドバイスをを行う体制をとる必要があります。

2. すべての子どもを受け入れる児童館

上記のように、児童館は「人間づくりの場」であり、「地域の子育て支援の拠点」ですから、児童館は地域のすべての子どもを受け入れる必要があります。児童福祉法も0歳から18歳までのすべての児童が地域の児童館を利用できるようにすべきだと規定しているところです。そのために、以下の対応を求めます。

① 児童館の空白地域を無くす

- ・東久留米市のすべての子どもが地域の児童館を利用できるようにするため、現在の児童館配置の偏在を早急に見直し、児童館のない北部地域に児童館を

配置し、中央児童館を中心とした東西南北各地域の均衡のとれた配置にすることを求めます。

- ・北部地域につくる児童館は、「子どもセンターひばり」のように、高校生年代も利用できるように、多機能な施設、設備にしていきたい。
- ・それでも児童館が遠い地域では、移動児童館を実施していきたい。
- ・前回報告書でも提案したように、将来は中学校区に1ヵ所、児童館を配置することを期待します。

② 乳幼児の居場所を確保する

- ・各児童館とも乳幼児を受け入れているところですが、親のニーズが高まっている折から、さらに積極的に受け入れ体制の整備に努め、各館とも乳幼児の居場所を確保する必要があります。中央児童館2階の空きスペースの一部は、乳幼児専用室にするのがいいと思います。
- ・乳幼児を連れた親の子育てを支援するため、親同士による意見交換や、専門家や子育てを終わった親がアドバイスする機会を設けるなど、児童館を「子育ての場」だけでなく、父親も含めた「親育ちの場」にもしていきたい。

③ 働く親の子どもを受け入れる

- ・学童保育所の待機児童や、学童保育所入所の対象外となっている週3日以内で働く親の子どもを受け入れるため、「ランドセル来館」を推進していきたい。→1(2)⑤参照

④ 高校生年代を受け入れる

- ・民間委託の「子どもセンターひばり」は高校生年代を受け入れています、ほかの児童館も児童福祉法の定めにより、高校生年代の来館を拒まないようにすべきです。
- ・「ひばり」以外の児童館は、施設等の関係で高校生年代向けの活動プログラムを用意するのは無理ですが、小中学生のお兄さん役、お姉さん役となって遊びや活動のリーダー役を果たしてもらいたいでしょう。
- ・来館した高校生年代が、バンドやダンスの練習など独自の活動を希望すれば、高校生年代が利用できる「子どもセンターひばり」、青少年センター、地域センターなど他の施設を紹介するようにしましょう。

⑤ 障がいのある子を受け入れる

すでに、どの児童館も取り組んでいるところですが、インクルーシヴ社会をめざす障害者権利条約等の観点からも、さらに受け入れを充実すべきです。

そのために、以下の対応を期待します。

- ・特別支援学校に児童館の情報を提供し、障がいのある子の来館を呼びかけます。
- ・障がいのある子が利用しやすいように、児童館のバリアフリー化など施設、設備、用具のユニバーサルデザインを推進しましょう。
- ・障がいのある子への対応の仕方について、児童館職員の研修を一層強化する必要があります。

3. 地域に支えられた児童館

すでに述べてきたように、児童館は「地域で協力して子育てを行う」ために、多機能性、拠点性、地域性を備える必要があります。それを支えるためには、地域住民等の協力が欠かせません。そこで、以下の点を提案します。

① サポート委員会の設置

- ・児童館に地域住民らによる「サポート委員会」を置き、定期的に会合します。
- ・「サポート」は「支える」という意味があるので、趣旨からして、現在ある「運営委員会」は「サポート委員会」と呼ぶ方が適切だと思います。
- ・サポート委員会の任務は、児童館の管理、運営、活動等にアドバイスを行うことです。
- ・サポート委員会は、地域で問題を抱える子どものことで話し合い、支援する手立てを講じる児童の福祉的役割も担います。→1 (2) ③ 参照
- ・サポート委員会は、児童館職員のほか、地域住民、民生・児童委員、地区青少年協、保育士、幼稚園教諭、学校教諭、児童館OB・OGなどで構成します。

② 地域懇談会の開催

- ・広く地域住民との意見交換の場として、必要に応じて地域懇談会を開催するのがいいと思います。
- ・地域懇談会では、児童館の問題だけでなく、地域で子どもが安心して過ごせる方策や、子育てに悩む親の支援など、広く地域の子育て体制について話し合しましょう。

4. 児童館の質の維持・向上のために

前回報告書で、児童館の運営をNPO等へ委託することを提案しましたが、それを受けて民間委託になった「子どもセンターひばり」は、開館時間の延長、

日祭日の開館、高校生年代の受け入れなど、公立直営では限界のある運営や活動ができています。こうしたメリットを考えれば、児童館の民間委託化は、一層推進すべきだと考えます。ただし、中央児童館は中核的役割を果たすために公立直営で残すべきです。これらを踏まえて、以下の体制を整える必要があります。

① 中央児童館の役割

- ・中央児童館は中核的存在として、各児童館への助言や情報交換、合同行事の企画などを行います。
- ・中央児童館 2階の空きスペースを相談コーナーと乳幼児の専用室にします。
→ 1 (2) ①及び2 ② 参照
- ・中央児童館職員の事務量が増えて、子どもと接する時間が少なくなるしないよう配慮していただきたい。

② 民営児童館に市民が参画

- ・児童館は地域のものだから、民間委託の児童館の運営、活動等にも地域住民が参画するべきです。→ 3 ① 参照

③子育て支援課の役割

- ・児童館を所管する市子育て支援課は、民間委託の児童館のメリット、ノウハウを生かしつつ、その運営、活動等の質が低下しないよう注視し、指導や職員研修等により、質の維持・向上を推進する必要があります。

④ ガイドラインをつくる

- ・児童館の管理、運営、活動等について、現在の「東久留米市立児童館業務仕様書」を補強したガイドラインを作成、提示し、児童館の質の維持、向上に努める必要があります。その際、職員の異動がひんぱんに行われないように特に留意していただきたい。

⑤ 第三者評価を行う

- ・児童館の質の維持、向上のために、児童館の第三者評価を行うことが必要です。第三者評価は、子ども関係の専門家、住民代表、児童館OB、OGなどで構成する評価委員会が行うことにします。(ただし、「サポート委員」は運営等に関わるので除外)

⑥ 児童館の保安体制

- ・ 5 児童館は中央児童館を中心に、災害など有事の際の危機管理体制、不審者徘徊や光化学スモッグなどに対応する保安体制を整えるシステムをつくる必要があります。そのため、緊急連絡網の整備、危機管理・保安のマニュアルの作成、緊急時に備えての訓練などを行うべきです。

おわりに（市長へのお願い）

東久留米市は高齢化が進み、このままではシルバータウン化することになるでしょう。それにストップをかけ、まちを若返らせるためには、若い世代の家庭を増やす必要があります。それは市の財政を豊かにするためにも有効なことだと思います。

そのためには、「東久留米市で子どもを育てたい」と思われるようなまちにすることです。安心して楽しく子育てができるまち、豊かな教育が受けられるまちにすることです。「水と緑のまち」づくりを一層推進する必要もあります。

国が示した「子ども・子育てビジョン」（2010 年 1 月）は「子どもの笑顔があふれる社会」をめざしています。そして、「社会全体で子育てを支える」必要があることを強調し、「一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切にする」ことを求めています。それは「人生前半の社会保障」をすることです。

これらの実現に向けて、私たちは子どもの施策と予算の一層の充実を期待します。私たち市民も協力を惜しみません。

子どもの歓声が聞こえるまち、子どもが元気に飛び跳ねるまち。そんなまちにするために、行政と市民が力を合わせて取り組みたいものです。

資 料 編

資料1

東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会討議経過

◎第1回 日時 平成22年6月24日（木）午前10時～正午

場所 東久留米市役所4階庁議室

- 1 市長よりの選任の依頼
- 2 主な議論項目
 - ・不登校の子供たちについて
 - ・今の子ども会について
 - ・児童館のあり方を考える前に、子どものあり方や子ども育てをどうするか
 - ・くぬぎ児童館の老朽化の問題と空白地域の北部について

◎第2回目 日時 平成22年7月29日（木）午前10時～正午

場所 くぬぎ児童館・子どもセンターひばり

施設見学後、子どもセンターひばりで議論

- 1 主な議論項目
 - ・見学したくぬぎ児童館について
 - ・高学年の利用者について
 - ・学童保育所との関連について
 - ・子どもセンターひばりについて
 - ・ランドセル来館について
 - ・学校との連携について
 - ・地域住民と子どもセンターひばりの関わり合いについて
 - ・青少年センターの利用について
 - ・老人と子どもたちとの交流について

◎第3回目 日時 平成22年8月26日（木）午前10時～正午

場所 市役所4階庁議室

- 1 主な議論内容
 - ・青少年センターの現状について
 - ・児童虐待、気になる子、貧困格差、引きこもり、発達障害児童について
 - ・自然体験や屋外行事について
 - ・福祉体験の機会について
 - ・子ども会議・子ども委員会等の常設について
 - ・障害のある子との交流について
 - ・指定管理者制度の導入について

- ・ 東部・西部地域センターの活用について
- ・ 学校との連携について
- ・ 児童館における相談体制について
- ・ 今後想定される新たな役割について

◎第4回目 日時 平成22年9月16日（木）午前10時～正午
場所 市役所4階庁議室

1 主な議論内容

- ・ 報告書作成にむけての調整について
- ・ 民間委託についてのメリット・デメリットについて
- ・ 児童館ガイドラインの作成について
- ・ 教育委員会との関係について
- ・ 北部地域の児童館建設について
- ・ 地域の子育て支援と児童館の位置づけについて
- ・ 中央児童館の位置づけについて
- ・ 子どもからの意見について
- ・ 社会資源の活用について
- ・ 学童保育所とランドセル来館について
- ・ 中央児童館2階について

◎第5回目 日時 平成22年9月30日（木）午前10時～正午
場所 市役所6階602会議室

1 主な議論内容

- ・ 報告書（その2）案について
 - ・ 障害者権利条約について
 - ・ 児童館に関わる人の写真掲示について
 - ・ 児童館の運営主体について
 - ・ 児童館の相談機能について
 - ・ 福祉的機能について
 - ・ 子育て支援のネットワークについて
 - ・ 児童館の保安体制について
 - ・ 福祉の心について
 - ・ タイトルについて

◎第6回目 日時 平成22年10月20日(水) 午前10時～11時
場所 市役所4階庁議室

1 主な議論内容

- ・報告書(その2)案の内容確認について
- ・市長への報告について

資料2

22 東久子子発第 231 号
平成 22 年 6 月 24 日

東久留米市立児童館機能のあり方に関する
市民懇談会 座長 矢倉 久泰 様

東久留米市長 馬場 一彦

東久留米市立児童館機能のあり方について（依頼）

少子化が進む中で、子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを産み育てることは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

しかし、一方で、さまざまな事件の多発や子ども居場所がなくなるなど、子どもと子育てを取り巻く環境は、必ずしも望ましい状況とは言えないのが現実です。子どもたちが地域の中で健やかに成長していくためには、児童館の果たす役割はきわめて重要です。

現在、市内には東部地域の大門町に「けやき児童館」、中部地域に「中央児童館」、南部地域に「子どもセンターひばり」、西部地域に「くぬぎ児童館」と「滝山児童館」の5つの児童館があります。新しいものは平成18年4月開館、古いものは昭和47年5月開館であり、その配置も偏在し、北部地域に空白地域がある状況にあります。

児童館のあり方については、平成15年3月の「東久留米市児童館機能の在り方等に関する報告書」でのご意見をいただき児童館行政をすすめてまいりました。

今回、ご依頼いたします懇談会では、前回の懇談会以降の市政の動き、社会経済情勢の変化等から生じた児童館を取り巻く課題を整理し、今後の児童館の役割と目指すべき方向を明らかにするためのご意見等を10月末日までにとりまとめるうえ、ご報告をお願いするものであります。

ご多用中誠に恐縮ですがよろしくお願い申し上げます。

東久留米市訓令乙第99号

東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会設置要綱を次のように定める。

平成22年5月31日

東久留米市長 馬場 一彦

東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市立児童館における現状と将来のあり方を検討するため、東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(報告)

第2 懇談会は、東久留米市立児童館機能のあり方について必要な事項を検討し、検討された内容及び意見等を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

(組織及び委員)

第3 懇談会は、市長の依頼及び選任に基づき、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 利用関係者 | 3人 |
| (2) 自治会関係者 | 2人 |
| (3) 子育て支援関係者 | 4人 |
| (4) 学識経験者 | 1人 |
| (5) 市職員 | 1人 |

2 委員の任期は、第2の規定による報告を完了するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出し、副座長は、委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(報酬)

第6 懇談会の委員報酬は、支給しないものとする。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営について必要な事項は、座長が懇談会に諮り、別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定で定める市長への報告をもって廃止する。

資料4

東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会委員名簿

	氏名	住所	所属	備考
1	クリモト オサム 栗本 修	東久留米市幸町二丁目	児童館利用関係者	
2	カノウ ジュンコ 加納 純子	東久留米市滝山二丁目	児童館利用関係者	
3	ヨコヤマ ヨシコ 横山 佳子	東久留米市金山町二丁目	児童館利用関係者	
4	ハンバ マサフミ 番場 雅文	東久留米市本町四丁目	自治会関係者	
5	ウメモト フ ジュコ 梅本 富士子	東久留米市中央町三丁目	自治会関係者	
6	セキ ミチコ 関 美智子	東久留米市南沢二丁目	子育て支援関係者	副 座 長
7	スミタ ケエコ 炭田 契恵子	東久留米市南沢二丁目	子育て支援関係者	
8	ササキ ユミコ 佐々木 由美子	東久留米市滝山六丁目	子育て支援関係者	
9	ジョウ ドウ フミ コ 城 道 文 子	東久留米市滝山六丁目	子育て支援関係者	
10	ヤグラ ヒサヤス 矢倉 久泰	東久留米市滝山三丁目	学識経験者	座 長
11	イカワ マユミ 市川 真由美	子育て支援課くぬぎ児童館	市職員	

資料5

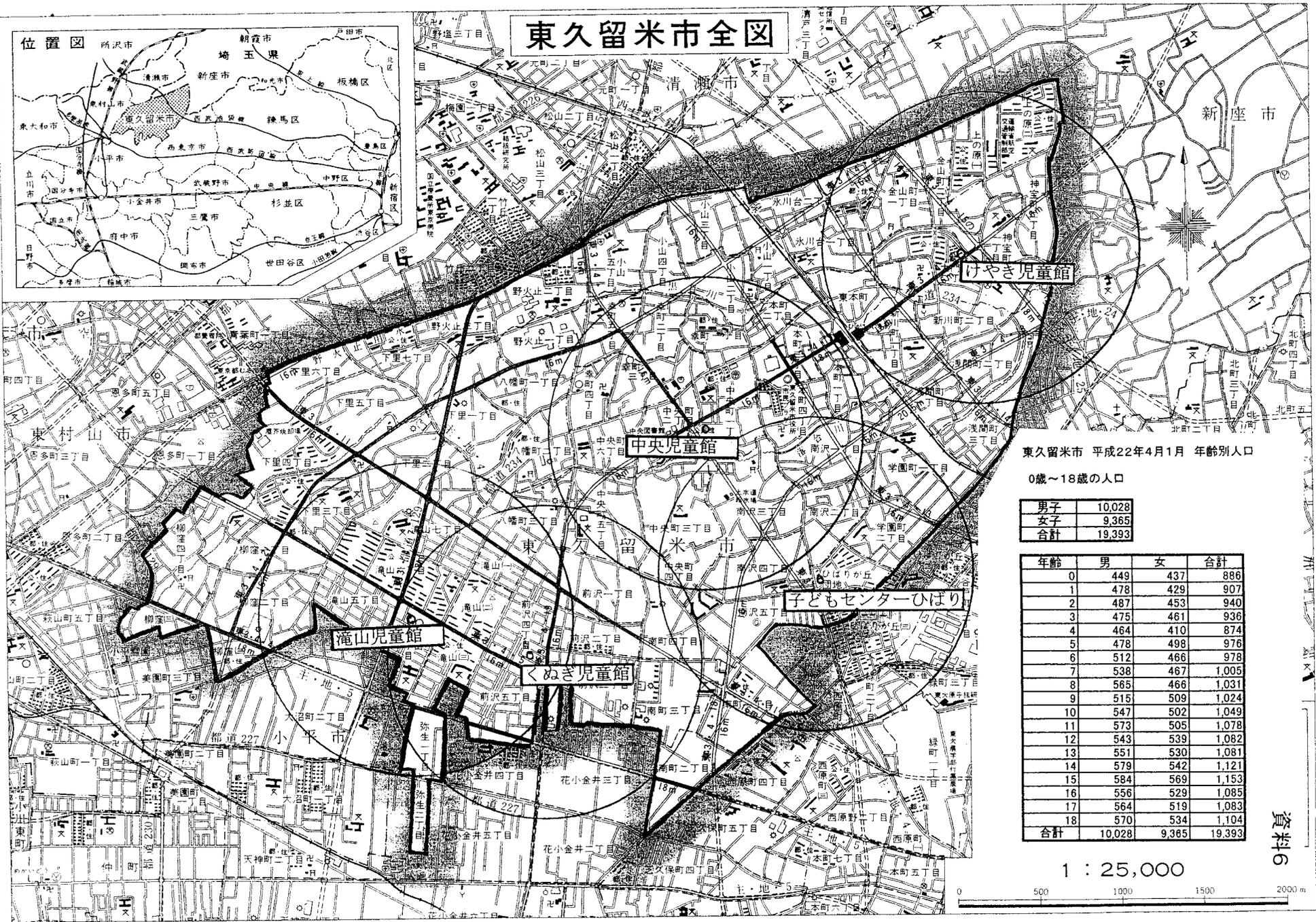
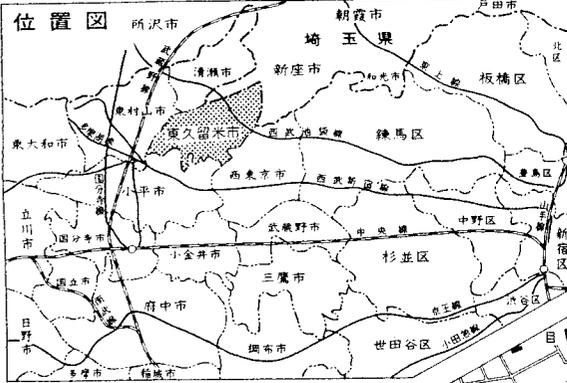
平成21年度 5児童館利用状況

区 分	くぬぎ	けやき	中央	滝山	子どもセンターひばり
館日数	281	281	281	190	344
一日平均利用者数	80	118	125	79	133
幼児	5,604	9,325	6,376	3,013	8,969
小学生(低学年)	7,380	8,788	19,947	3,288	10,363
小学生(高学年)	4,070	6,324	4,477	4,953	7,063
中学生	543	604	637	910	4,499
高校生					5,210
保護者・一般	5,062	8,771	4,788	2,956	9,235
合 計	22,659	33,812	36,225	15,120	45,339
ボランティア	168	221	362	295	399
総 合 計	22,827	34,033	36,587	15,415	45,738

平成21年度 5児童館登録状況

区 分	くぬぎ	けやき	中央	滝山	子どもセンターひばり
幼児男子	158	374	213	134	753
幼児女子	190	375	238	125	651
小1～3年男子	136	122	176	104	223
小1～3年女子	140	107	143	155	240
小4～6年男子	112	105	167	186	189
小4～6年女子	94	133	110	174	193
中学男子	34	48	66	92	260
中学女子	9	11	23	43	126
高校生男子					312
高校生女子					196
合 計	873	1,275	1,136	1,013	3,143

東久留米市全図

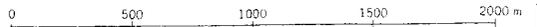


東久留米市 平成22年4月1日 年齢別人口
0歳～18歳の人口

男子	10,028
女子	9,365
合計	19,393

年齢	男	女	合計
0	449	437	886
1	478	429	907
2	487	453	940
3	475	461	936
4	464	410	874
5	478	498	976
6	512	466	978
7	538	467	1,005
8	565	466	1,031
9	515	509	1,024
10	547	502	1,049
11	573	505	1,078
12	543	539	1,082
13	551	530	1,081
14	579	542	1,121
15	584	569	1,153
16	556	529	1,085
17	564	519	1,083
18	570	534	1,104
合計	10,028	9,365	19,393

1 : 25,000



中学、高校生向けアンケート集計結果

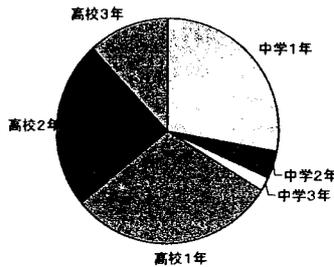
資料7

サンプル数 : 50
 実施期間 : 2010年1月18日～2月27日
 実施場所 : 子どもセンターひばり
 対象 : 中学生、高校生

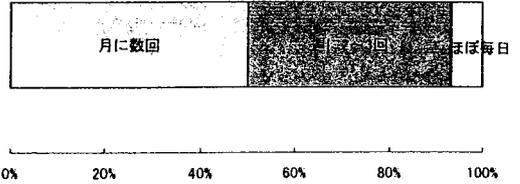
児童館で何をして過ごすことが多い？

- ・スポーツ
- ・サッカー
- ・バドミントン
- ・勉強
- ・バスケ
- ・おしゃべり
- ・卓球
- ・ボランティア
- ・ダンス
- ・マンガをよむ
- ・飲食
- ・将棋

サンプル学年別比率



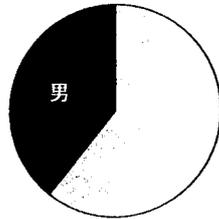
どのくらい利用しますか



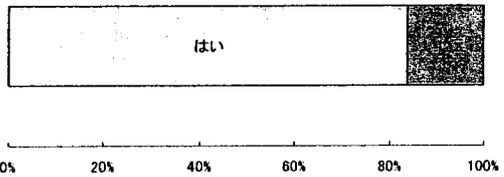
どのような企画を考えて欲しい？

- ・サッカー大会
- ・テニス
- ・バスケ大会
- ・カラオケ大会
- ・お泊まり会
- ・ダンスのイベントを定期的に
- ・バドミントンのコーチを呼んで
- ・ドッジボール大会
- ・百人一首大会
- ・楽しくて面白い企画

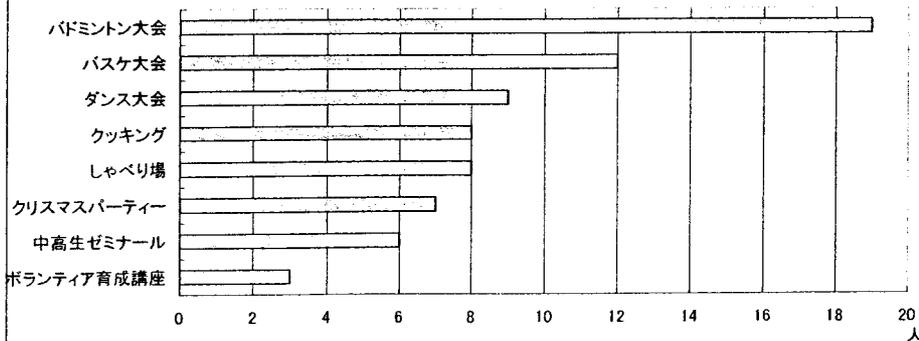
サンプル男女比率



学校で部活に入っていますか



参加してみたいと思う行事



ひばりの良いところ

- ・広い
- ・きれい
- ・全部
- ・家から近い
- ・色々な遊びができる
- ・知らない人とも遊べる
- ・遊戯室が広い
- ・落ち着く
- ・来易い雰囲気
- ・長い時間使える
- ・鏡があり、デッキの貸し出しがある
- ・穏やかな職員、面白い職員
- ・自販機がある
- ・田舎っぽい
- ・友達ができる
- ・サッカーゴールがある
- ・漫画がたくさんある
- ・予約制で順序よく遊べる

改善点

- ・もう少し色々なスポーツができるように
- ・ボールなど増やして欲しい
- ・鏡を増やして欲しい
- ・きれいなシャツルに変えて
- ・このままで
- ・ガムをOKにして
- ・DSを許可して



東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)抜粋

主要課題(3) 児童の健全育成の取り組み

- 子どもは遊びを通じた友だちとのふれあいや交流の中で、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間性を育みます。
- テレビゲームやパソコン、携帯電話の普及が進む一方で、空き地が減少している現在では、子どもたちのコミュニケーション方法が変化したり、室内でひとりで遊ぶ子どもが増えているものと考えられます。
- 中高生を対象に行ったアンケート結果では、身近に欲しい場所として、「スポーツなど体を思いきり動かせる場所」や「自然」という意見が多くなっており、広々とした、自由に遊べる場所を求めていることが分かります。
- 本市では、児童館を中心に、子どもたちの居場所となるように、さまざまな事業を実施しています。また、ジュニアクラブや自然観察会、ボランティア体験など、子どもに対する体験学習の機会を提供しています。
- 今後も公共施設等を有効活用し、子どもたちがのびのびと遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場づくり」を推進するとともに、自然体験、ボランティア体験、職業体験など体験学習の機会を充実する必要があります。

あったらいいなと思う場所(中高生アンケート)

項目	%
スポーツなど体を思いきり動かせる場所	56.8
自然がいっぱいでほっとできる場所	33.8
友だちと自由におしゃべりができる場所	22.3
インターネットが使える場所	19.6
オープンな形で自由に遊べる場所	18.2
友だちがたくさん集まってくるような場所	17.6
誰にも何も言われずに過ごせる場所	17.6
音楽など家ではできない趣味をできるような場所	16.2
だれかがおもしろいことを教えてくれそうな場所	7.4
静かに勉強や読書ができる場所	5.4
ボランティア活動ができる場所	2.0

施策の方向①学童保育・子どもの居場所づくり

児童館・学校・公園等の社会資源を活用し、子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
65) 児童館事業	<p>児童の健全育成の拠点施設として、市内5か所に児童館を設置し、各館でさまざまな事業が展開されています。</p> <p>平成18年度の指定管理者の導入以来、4年が経過していますが、開館日時、日数、事業対象者について、直営と指定管理者の児童館で差があり、市民サービスに開きが生じています。</p> <p>今後は、より効果的な事業展開が図られるよう児童館の在り方を検討し、児童館事業の積極的な推進を図ります。</p>	継続	子育て支援課
66) 学童保育事業	<p>小学校3年生までの児童の放課後の居場所、健全育成事業として、市内15か所で学童保育事業を行っています。</p> <p>平成21年度に71人以上の児童が在籍する大規模学童保育所の増改築・分割を行い事業環境を向上させました。またこれにより、学童保育待機児の問題も長期的な解決が見込まれています。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児学童児童数 ・児童一人当たりの保育面積 	継続	子育て支援課
67) 児童館での居場所づくり	<p>児童館では小学校低学年から中高生等の居場所づくりを推進しています。現状では、中高生を対象とした事業展開ができているのは、指定管理者運営による1館にとどまりますが、運営のメリットを生かし、開館時間・日時と利用対象者の拡充を図ります。</p>	継続	子育て支援課



未来の大人たちのために、今できること

放課後子どもプラン

資料9



放課後子どもプラン創設の経緯

子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、平成18年5月に当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施してはどうかとの提案を踏まえ、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、「放課後子どもプラン」を創設しました。※「地域子ども教室推進業」について

文部科学省と厚生労働省は、このプランの具体的な連携方策に関し協議を重ね、平成19年度政府予算において、その実施に必要な経費を盛り込みました。

- 「放課後子ども教室推進事業」(新規)【文部科学省】 68.2億円
 - ・すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を推進
- 「放課後児童健全育成事業」【厚生労働省】 158.5億円
 - ・保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供

今後とも、両省連携しながら、事業の着実な実施に向け取り組んでいく予定です。

「子ども・若者ビジョン」～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～
における新たな重点施策

平成22年7月23日
子ども・若者育成支援推進本部決定

「子ども・若者ビジョン」の策定の考え方

- ・育成の「対象」ではなく、社会を構成する重要な「主体」として尊重
- ・子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークの中での成長を支援
- ・「すべて」の子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援
- ・「今」を生きる子ども・若者を支えるとともに、「将来」をよりよく生きるための成長も支援
- ・大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進

理念

- ①子ども・若者の最善の利益を尊重
- ②子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- ③自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- ④一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- ⑤大人社会のあり方の見直し

すべての
子ども
若者

○基礎学力の保障等、高校教育の質の保証

- ・小中学校段階における基礎学力保障のため、個別サポートを充実
- ・高校教育の質を保証するとともに、十分な基礎学力を身に付けられなかった子どもの学び直しを推進

○子ども・若者の意見表明機会の確保

- ・審議会や懇談会等における委員の公募制の活用や委員構成への配慮、インターネット等を活用した意見の公募等を推進

○社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援

- ・教育、福祉、雇用など様々な機関がネットワークを形成して支援を行うため、子ども・若者支援地域協議会の設置促進や、訪問支援（アウトリーチ）等に携わる人材の養成を実施

○薬物乱用防止

- ・薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動を一層強化
- ・刑事施設における薬物依存からの離脱指導や、薬物依存者及びその家族への支援の充実により、再乱用防止のための取組を推進

○外国人の子どもの教育の充実等

- ・日本語指導体制を整備するとともに、バイリンガル人材の配置等の適応支援を実施
- ・公立小中学校に入りやすい環境を整備（制度面の検討含む）

○「開かれた学校」づくり

- ・スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用などにより、学校における相談体制を整備・充実

○オンズパーソン等の相談体制の普及

- ・第三者的立場から、子ども・若者やその家族等からの相談を受け、問題を解決する仕組みを普及

○社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進

- ・社会に積極的に関わる態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進
（政治的教養を豊かにし、勤労観・職業観を身につける）

○障害のある子ども・若者の支援

- ・特別支援教育を推進するとともに、インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、その在り方を検討等

○子どもの貧困問題への対応

- ・一人一人の子どもの育ちを社会全体で応援するという観点から子ども手当を実施するとともに、高校の実質無償化、奨学金の充実等を実施
- ・児童扶養手当や生活保護の母子加算等によりひとり親家庭を支援
- ・貧困の連鎖を防止するため、生活面や学習面、家庭への支援を行う取組を検討

○子ども・若者の被害防止・保護

- ・児童虐待防止対策（子どもを守る地域ネットワークの機能強化等）
- ・児童ポルノ排除に向けた総合的な対策等

○「新しい公共」による子ども・若者を支える活動等の支援

- ・税制の整備や社会的活動を担う人材育成等を行うとともに、地域で子ども・若者を支える活動やそのネットワークづくりを支援

○大人社会の在り方の見直し

- ・非正規雇用対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用・労働の在り方の見直し等を推進

22

困難を有する
子ども
若者

社会全体で支える
ための環境整備

推進体制

○点検・評価の仕組み

- ・子ども・若者などの意見を聴きながら施策の実施状況を点検・評価する仕組みを創設

東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）

発行年月 平成22年10月

発行 東久留米市（東久留米市立児童館機能のあり方に関する
市民懇談会）

編集 東久留米市子ども家庭部子育て支援課
東京都東久留米市本町3丁目3番1号
電話 042（470）7735

東久留米市ホームページ

<http://www.city.higashikurume.lg.jp/>